

岡山県地域防災計画（修正案）

（地震・津波災害対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
9	26	第1章 総 則 (略) 第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (4) 指定地方行政機関 (略) [大阪管区气象台 (岡山地方气象台)] (略) ⑤ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	第1章 総 則 (略) 第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (4) 指定地方行政機関 (略) [大阪管区气象台 (岡山地方气象台)] (略) ⑤ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、 <u>防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため</u> 、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
11	11	(略) (5) 自衛隊 (陸上自衛隊 <u>第13 特科隊</u>) (略) 第5節 断層型地震の被害想定 (略) 第2項 被害想定 (略)	(略) (5) 自衛隊 (陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊第3大隊等</u>) (略) 第5節 断層型地震の被害想定 (略) 第2項 被害想定 (略)	組織体制の見直しに伴う修正
33	1	<u>5</u> 地震による被害への対応 (略) 第6節 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1項 南海トラフを震源とする地震 (略) 1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について (平成24年度) この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震 (1946年) がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧されるところである。	<u>4</u> 地震による被害への対応 (略) 第6節 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1項 南海トラフを震源とする地震 (略) 1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について (平成24年度) この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震 (1946年) がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80% <u>※</u> とされており、その発生が危惧されるところである。	地震調査研究推進本部が令和7年1月1

34	33	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>※ 令和7年1月15日に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」により「80%程度」に更新</u>	5日に公表した更新内容に伴う追記
61	22	(略) 第7節 地震・津波災害対策の基本的方向 (略) 2 南海トラフ巨大地震 (略) <u>政府</u> の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が <u>70～80%</u> 程度とされており、経年的に発生確率は高まっている。	(略) 第7節 地震・津波災害対策の基本的方向 (略) 2 南海トラフ巨大地震 (略) <u>国</u> の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が 80% <u>程度</u> とされており、経年的に発生確率は高まっている。	用語の整理 地震調査研究推進本部が令和7年1月15日に公表した更新内容に伴う修正
63	13	(略) 第8節 津波災害対策の基本的な考え方 (略) レベル2の地震・津波（L2）に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。	(略) 第8節 津波災害対策の基本的な考え方 (略) レベル2の地震・津波（L2）に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（ <u>道路の高架区間等を避難場所等として活用する緊急避難施設</u> や津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。	防災基本計画の修正に伴う追記
		(略) 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第1項 防災知識の普及啓発計画 (略) 3 対策 (1) 実施主体 (略) [市町村] (略) エ 市町村は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被	(略) 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第1項 防災知識の普及啓発計画 (略) 3 対策 (1) 実施主体 (略) [市町村] (略) エ 市町村は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被	

66	35	災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 (略)	災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正に伴う追記
66	39	カ 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化</u>に努める。	カ 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に<u>取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></u>	防災基本計画の修正に伴う追記 防災基本計画の修正に伴う追記
67	2	キ 市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。 (略) (2) 家庭・地域におけるの普及対策 (略)	キ 市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、<u>災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、</u>災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。 (略) (2) 家庭・地域におけるの普及対策 (略)	防災基本計画の修正に伴う追記
68	21	イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（<u>特定動物を除く</u>）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (略) 第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 (略) 3 対 策 (1) 活動施設の整備	イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事<u>等</u>を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、<u>感震ブレーカーの設置</u>、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (略) 第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 (略) 3 対 策 (1) 活動施設の整備	防災基本計画の修正に伴う追記 防災基本計画の修正に伴う追記 用語の整理

78	21	(略) ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備の改善</u>を図る。 第7項 要配慮者等の安全確保計画 1 現状と課題	(略) ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>を図る。 第7項 要配慮者等の安全確保計画 1 現状と課題	防災基本計画の修正に伴う追記
79	4	近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。 (略) 第8項 物資等の確保計画 1 物資の備蓄・調達 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	近年の都市化、<u>著しい</u>高齢化の<u>進行</u>、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。 (略) 第8項 物資等の確保計画 1 物資の備蓄・調達 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
85	8	(略) 第9項 津波災害予防計画 (略) 第3 要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の	(略) 第9項 津波災害予防計画 (略) 第3 要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の	防災基本計画の修正に伴う追記

93	4	視点に十分配慮するよう努める。 (略) 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 (略) (2) 防災関係機関相互の連携 各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。 ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。 (略) ケ 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 (略) サ 県及び市町村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める <u>とともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努</u>	視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> (略) 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 (略) (2) 防災関係機関相互の連携 各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。 ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、 <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</u> (略) ケ 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u> (略) サ 県及び市町村は、 <u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u> 消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める <u>ものとする。また、デジタル技術</u>	防災基本計画の修正に伴う追記 <
----	---	--	--	---

		める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。	<u>の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u> 緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。	に伴う追記
100	17	(略) チ 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。	(略) チ 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u> の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
100	19	ツ 県は、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備</u> に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。	ツ 県は、 <u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携</u> に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。	防災基本計画の修正に伴う追記
		(略) 第2項 情報の収集連絡体制整備計画 (略) 3 対 策 ◎ 災害時の通信手段の確保 ─ 防災関係機関の通信手段の整備 └ 非常通信協議会との連携	(略) 第2項 情報の収集連絡体制整備計画 (略) 3 対 策 ◎ 災害時の通信手段の確保 ─ 防災関係機関の通信手段の整備 └ 非常通信協議会との連携	
104	5	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 (略) エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 (略) エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、 <u>公共安全モバイルシステム</u> 、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	防災基本計画の修正に伴う追記
104	13	(略) カ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 (ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・ <u>拡充</u> 、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	(略) カ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 (ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・ <u>多重化・耐震化</u> 、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	防災基本計画の修正に伴う追記
		(略) [県（危機管理課）]	(略) [県（危機管理課）]	

105	7	(略) エ 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。 (略) 第6項 避難及び避難所の設置・運営計画 (略) 3 対 策 県及び市町村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	(略) エ 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、<u>SAR衛星を含む人工衛星、高所監視カメラ</u>など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。 (略) 第6項 避難及び避難所の設置・運営計画 (略) 3 対 策 県及び市町村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるとともに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
125	19	(略) (1) 避難計画 [市町村] 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	(略) (1) 避難計画 [市町村] 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
125	28			防災基本計画の修正に伴う追記

		(略) 第2 指定避難所の設置 (略) 2 基本方針 市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 3 対策 (略) (1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]	<u>庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> (略) 第2 指定避難所の設置 (略) 2 基本方針 市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 3 対策 (略) (1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]	
127	9			防災基本計画の修正に伴う追記
127	21	市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、	市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、	防災基本計画の修正に伴う修正
127	24	平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) 指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するため<u>の</u>設備の整備に努める。	収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) 指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するため<u>にあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、</u>設備の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
128	17			防災基本計画の修正に伴う追記
128	19	県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認してお	県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生し	防災基本計画の修正に伴う修正

128	35	くとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (略) (2) 指定避難所の施設設備の整備 [市町村] 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。	た場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (略) (2) 指定避難所の施設設備の整備 [市町村] 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
129	10	(略) また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する<u>犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）</u>のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 (3) 指定避難所における生活物資等の確保 [市町村]	(略) また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	用語の整理
129	22	緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。 (略) 3 対 策	(3) 指定避難所における生活物資等の確保 [市町村] 緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。 (略) 3 対 策	防災基本計画の修正に伴う修正

131	3	(略) (1) 行政側の管理伝達体制 [市町村] 市町村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。 なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。	(略) (1) 行政側の管理伝達体制 [市町村] 市町村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。 なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。 <u>また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
132	7	(略) 第7項 災害救助用資機材の確保計画 1 現状と課題 震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。	(略) 第7項 災害救助用資機材の確保計画 1 現状と課題 震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。<u>また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意すること。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
135	20	(略) 第10項 緊急輸送活動計画 (略) 2 基本方針 県及び市町村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。	(略) 第10項 緊急輸送活動計画 (略) 2 基本方針 県及び市町村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、<u>広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資</u>	防災基本計画の修正に伴う追記

135	38	3 対 策 (略) (2) 道路啓開の迅速化 〔国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察〕 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。 (略) (4) 緊急輸送車両の通行保証 〔県（危機管理課、県民生活部、県警察）〕 県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。	<u>機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> 3 対 策 (略) (2) 道路啓開の迅速化 〔国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察〕 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去 <u>（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）</u> や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。 (略) (4) 緊急輸送車両の通行保証 〔県（危機管理課、県民生活部、県警察）〕 県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知 <u>及び普及</u> を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。	防災基本計画の修正に伴う追記
136	18	(略) 第 11 項 消防等防災業務施設整備計画 (略)	(略) 第 11 項 消防等防災業務施設整備計画 (略)	防災基本計画の修正に伴う追記
138	28	3 対 策 (1) 警 察 (略) (2) 消 防 (略) ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。 (略) 第 14 項 行政機関防災訓練計画 (略) 3 対 策 (略)	3 対 策 (1) 警 察 (略) (2) 消 防 (略) ウ <u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u> 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。 (略) 第 14 項 行政機関防災訓練計画 (略) 3 対 策 (略)	防災基本計画の修正に伴う追記

146	6	(6) 非常通信訓練 災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。 (略) (8) 避難所開設・運営訓練	(6) 非常通信訓練 <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、</u>災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。 (略) (8) 避難所開設・運営訓練	防災基本計画の修正に伴う追記
146	15	県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (略) 第3節 地震・津波に強いまちづくり 第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 (略) 第2 まちの不燃化 (略) (4) 道路網の整備 [国、県（農林水産部、土木部）、市町村] (略)	県及び市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (略) 第3節 地震・津波に強いまちづくり 第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 (略) 第2 まちの不燃化 (略) (4) 道路網の整備 [国、県（農林水産部、土木部）、市町村] (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
155	1	また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 (略) 第3項 ライフライン（電気、ガス、水害等）施設予防計画 (略) 第7 通信施設 (略) (2) 基本方針 過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。	また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、</u>無電柱化の促進を図る。 (略) 第3項 ライフライン（電気、ガス、水害等）施設予防計画 (略) 第7 通信施設 (略) (2) 基本方針 過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
178	9	安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。	安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記

180	7	(略) 第4項 廃棄物処理体制整備計画 (略) 3 対 策 (略) (1) 廃棄物処理施設の災害予防等 ア 災害予防及び資機材等の備蓄 (略) [市町村] (略) (イ) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え<u>ておく</u>。	(略) 第4項 廃棄物処理体制整備計画 (略) 3 対 策 (略) (1) 廃棄物処理施設の災害予防等 ア 災害予防及び資機材等の備蓄 (略) [市町村] (略) (イ) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、<u>トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める</u>。	防災基本計画の修正に伴う追記
189	17	(略) 第8項 地盤災害予防計画 (略) 3 対 策 (略) (2) 液状化危険地域の予防計画 [県（関係各部等）、市町村] ア 液状化危険地域の把握 (略) このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成<u>する</u>。 (略) 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制	(略) 第8項 地盤災害予防計画 (略) 3 対 策 (略) (2) 液状化危険地域の予防計画 [県（関係各部等）、市町村] ア 液状化危険地域の把握 (略) このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、<u>それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める</u>。 (略) 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制	防災基本計画の修正に伴う追記

194

表

第1項 応急活動体制
(略)

3 対 策

◎ 防災体制

[県（関係各部等）]

(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震 度 4 又 は 長 周 期 地 震 動 階 級 3 南 海 ト ラ フ 地 震 臨 時 情 報 (調 査 中)	・ 本 庁 危機管理課、消防保 安課、総合政策局、 総務部、県民生活 部、環境文化部、保 健医療部、子ども・ 福祉部、産業労働 部、農林水産部、土 木部、出納局、企業 局及び教育庁の関係 課の防災担当職員 ・ 県民局 <u>(津波警報は ※)</u> 関係各部の防災担当 職員	所属長等か らあらかじめ 応急対応を 命ぜられた 職員
特別警戒体 制	震 度 5 弱 又 は 長 周 期 地 震 動 階 級 4 津波警報 南 海 ト ラ フ 地 震 臨 時 情 報 (巨 大 地 震 注 意)		
非常体制 (県 災 害 対 策 本 部 の 設 置)	震 度 5 強 以 上 大 津 波 警 報 南 海 ト ラ フ 地 震 臨	県職員全員	県職員全員

第1項 応急活動体制
(略)

3 対 策

◎ 防災体制

[県（関係各部等）]

(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震 度 4 又 は 長 周 期 地 震 動 階 級 3 南 海 ト ラ フ 地 震 臨 時 情 報 (調 査 中)	・ 本 庁 危機管理課、消防保 安課、総合政策局、 総務部、県民生活 部、環境文化部、保 健医療部、子ども・ 福祉部、産業労働 部、農林水産部、土 木部、出納局、企業 局及び教育庁の関係 課の防災担当職員 ・ 県民局 関係各部の防災担当 職員	所属長等か らあらかじめ 応急対応を 命ぜられた 職員
特別警戒体 制	震 度 5 弱 又 は 長 周 期 地 震 動 階 級 4 津波警報 南 海 ト ラ フ 地 震 臨 時 情 報 (巨 大 地 震 注 意)		
非常体制 (県 災 害 対 策 本 部 の 設 置)	震 度 5 強 以 上 大 津 波 警 報 南 海 ト ラ フ 地 震 臨	県職員全員	県職員全員

195	6	時 情 報 (巨 大 地 震警戒) ※ 沿岸市を管轄する県民局・地域事務所に限る。 (略)	時 情 報 (巨 大 地 震警戒) ※ <u>津波警報については、本庁と</u>沿岸市を管轄する県民局・地域事務所に限る。 (略)	実情に即した表現に修正
197	27	(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化 <u>新型コロナウイルス感染症等</u>の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。 (略) 第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画 1 地震・津波に関する警報等の種別 (1) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。	(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化 感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。 (略) 第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画 1 地震・津波に関する警報等の種別 (1) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。	防災基本計画の修正に伴う修正
198	9	なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4 <u>の揺れ</u>が予想される<u>場合の</u>ものを特別警報に位置付けている。 (略)	なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u>6弱以上又は長周期地震動階級4が予想されるものを特別警報に位置付けている。 (略)	気象庁からの指摘による表記の修正

199	図	2 地震情報の伝達系統 (1) 岡山地方気象台からの伝達 (注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	
		2 地震情報の伝達系統 (1) 岡山地方気象台からの伝達 (注) 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	組織体制見直しに伴う修正 表現の修正 組織体制見直しに伴う修正

201	図	3 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統 (略) 第4項 災害救助法の適用・運用 (略) 3 対策 (略) (3) 適用基準 [県（危機管理課、<u>子ども・福祉部</u>）、市町村] (略) (4) 適用手続き [県（<u>子ども・福祉部</u>）] (略) 第5項 広域応援 (略) 3 対策 (1) 知事の応援要請 (略) ウ 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼	3 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統 (略) 第4項 災害救助法の適用・運用 (略) 3 対策 (略) (3) 適用基準 [県（危機管理課）、市町村] (略) (4) 適用手続き [県（<u>危機管理課</u>）] (略) 第5項 広域応援 (略) 3 対策 (1) 知事の応援要請 (略) ウ 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼	表現の修正 実情に即した表現に修正 実情に即した表現に修正
-----	---	---	--	--

213	8	(略) 県及び市町村は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。	(略) 県及び市町村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
213	11			
		(略) 第6項 自衛隊災害派遣要請 (略) 3 対 策 (1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 (略) イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊 <u>第13 特科隊長</u>	(略) 第6項 自衛隊災害派遣要請 (略) 3 対 策 (1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 (略) イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊第3 大隊長</u>	組織体制見直しに伴う修正
216	28	(略) 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の <u>被災ペット</u> の保護収容等の問題もあった。	(略) 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の <u>家庭動物</u> の保護収容等の問題もあった。	
225	9	(略) 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。 また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、 <u>被災ペット</u> の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう	(略) 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。 また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、 <u>家庭動物</u> の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう	用語の整理
225	16			用語の整理

225	25	う努める。 3 対 策 (1) 救助活動 ◎救 助 - 救助活動 - 負傷者の応急手当 - 行方不明者の搜索 - 救助方法 - 救助用資機材の確保 <u>被災ペット</u>の保護 (略) [消防機関、県警察、海上保安部]	努める。 3 対 策 (1) 救助活動 ◎救 助 - 救助活動 - 負傷者の応急手当 - 行方不明者の搜索 - 救助方法 - 救助用資機材の確保 <u>被災した家庭動物</u>の保護 (略) [消防機関、県警察、海上保安部]	用語の整理
226	5	災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底する。 (略)	災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
227	13	(6) <u>被災ペット</u>の保護 [県（保健医療部）]	(6) <u>被災した家庭動物</u>の保護 [県（保健医療部）]	用語の整理
227	15	県は、犬・猫等の一般の<u>被災ペット</u>の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。	県は、犬・猫等の一般の<u>家庭動物</u>の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、<u>飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について</u>、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。	防災基本計画の修正に伴う追記、用語の整理
227	20	また、特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 さらに、放浪している<u>被災ペット等</u>の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 [市町村]	また、特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 さらに、放浪している<u>家庭動物</u>の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 [市町村]	用語の整理
227	23	市町村は、県と連携を図りながら、<u>飼養</u>動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での<u>被災ペット</u>のためのスペースの確保に努める。なお、政令市及び中核市については、放浪している<u>被災ペット等</u>の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに各保健所において対応する。 (略) 第3項 救急・医療計画 第1 医療体制	市町村は、県と連携を図りながら、<u>家庭</u>動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での<u>家庭動物</u>のためのスペースの確保に努める。なお、政令市及び中核市については、放浪している<u>家庭動物</u>の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに各保健所において対応する。 (略) 第3項 救急・医療計画 第1 医療体制	用語の整理
227	24			用語の整理
227	25			用語の整理

229	35	3 対 策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 〔県（危機管理課、保健医療部）〕 (略) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。	3 対 策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 〔県（危機管理課、保健医療部）〕 (略) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
231	38	(略) (2) 救護所の設置・救護班の編成 (略) <u>(新設)</u>	(略) (2) 救護所の設置・救護班の編成 (略) <u>[公益社団法人岡山県看護協会]</u> <u>岡山県看護協会は、県との協定に基づく災害支援ナースの派遣等を行う。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
232	14	(略) (3) 救急医療活動のアクセスの確保 〔県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）〕 (略) また、災害対策本部においては、<u>道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて</u>、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。 (略) 第3 傷病者搬送 (略)	(略) (3) 救急医療活動のアクセスの確保 〔県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）〕 (略) また、災害対策本部においては、<u>機動力のあるヘリコプターや大量輸送が可能な船舶の活用を検討し</u>、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。 (略) 第3 傷病者搬送 (略)	R6. 1. 30 消防庁通知による追記

236	30	3 対 策 (1) 搬送手段の確保 [県（消防保安課、保健医療部）] (略) <u>道路の損壊等により陸上搬送が不可能な場合及び早急に遠隔地への搬送が必要な</u>場合などは、航空運用調整班において、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。 (略) 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第1 避難方法 (略) 3 対 策 (略) (2) 避難誘導及び一般住民の避難 [県] (略)	3 対 策 (1) 搬送手段の確保 [県（消防保安課、保健医療部）] (略) <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる</u>場合などは、航空運用調整班において、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。 (略) 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第1 避難方法 (略) 3 対 策 (略) (2) 避難誘導及び一般住民の避難 [県] (略)	R6. 1. 30 消防庁通知による追記
239	37	県及び保健所設置市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	県及び保健所設置市は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
240	26	[市町村] (略) 市町村は、住民に<u>新型コロナウイルス感染症を含めた</u>感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 (略) 第3 指定避難所の運営体制 (略) 3 対 策 (略)	[市町村] (略) 市町村は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 (略) 第3 指定避難所<u>等</u>の運営体制 (略) 3 対 策 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う追記

246	7	(3) 生活環境への配慮 [市町村] 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を 随時把握し、必要な対策を講じる。	(3) 生活環境への配慮 [市町村] 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・<u>避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め</u>、食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。	防災基本計画の修正に伴う追記
246	18	(略) ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	(略) ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
246	19	・市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。	・市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
246	22	・市町村は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	・市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	防災基本計画の修正に伴う修正
247	4	(略) ・必要に応じ、指定避難所における<u>被災ペット</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	(略) ・必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における<u>家庭動物</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記、用語の整理
247	7	・市町村は、指定避難所に同行避難してきた<u>被災ペット</u>について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。	・市町村は、指定避難所に同行避難してきた<u>家庭動物</u>について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講ずる。	用語の整理
247	8			防災基本計画の修正に伴う追記
247	9	<u>(新設)</u>	<u>・市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用</u>	防災基本計画の修正

247	9	<u>(新設)</u> (略) 第 11 項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 (略) 2 基本方針 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略) 第 12 項 ボランティアの受入れ、調整計画 (略) 2 基本方針 (略)	<u>者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>・市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u> (略) 第 11 項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 (略) 2 基本方針 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資	に伴う追記 防災基本計画の修正に伴う追記
264	11	感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略) 第 12 項 ボランティアの受入れ、調整計画 (略) 2 基本方針 (略)	や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略) 第 12 項 ボランティアの受入れ、調整計画 (略) 2 基本方針 (略)	防災基本計画の修正に伴う追記
269	28	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。 3 対 策 (略) [社会福祉協議会] 県・市町村社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議	新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。 3 対 策 (略) [社会福祉協議会] 県・市町村社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等につ	防災基本計画の修正に伴う追記
270	14	を踏まえ、県及び市町村と協議	を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等につ	防災基本計画の修正に伴う修正

276	36	し、ボランティアの募集範囲等について判断する。 (略) 第3節 民生安定活動 (略) 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 情報伝達体制 (略) 3 対 策 (略) また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。	いて判断する。 (略) 第3節 民生安定活動 (略) 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 情報伝達体制 (略) 3 対 策 (略) また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。 <u>国はインターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
295	11	(略) 第9項 防疫及び保健衛生計画 (略) 第2 健康管理 (略) 3 対 策 [県（保健医療部、子ども・福祉部）] (略) ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。	(略) 第9項 防疫及び保健衛生計画 (略) 第2 健康管理 (略) 3 対 策 [県（保健医療部、子ども・福祉部）] (略) ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。	防災基本計画の修正に伴う追記
295	12	<u>(新設)</u> (略) 第4節 機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	<u>エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> (略) 第4節 機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	防災基本計画の修正に伴う追記

309	24	(略) 第5 電気通信施設応急対策計画 〔西日本電信電話株式会社（岡山支店）〕 平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。	(略) 第5 電気通信施設応急対策計画 〔西日本電信電話株式会社（岡山支店）〕 平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
312	15	(略) 第2項 住宅応急対策計画 (略) 2 基本方針 (略) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>による</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (略) 3 対 策 (略) (1) 応急仮設住宅の供与 (略) イ 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (略) d 管 理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。 なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅に	(略) 第2項 住宅応急対策計画 (略) 2 基本方針 (略) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (略) 3 対 策 (略) (1) 応急仮設住宅の供与 (略) イ 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (略) d 管 理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。 なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅に	防災基本計画の修正に伴う追記

314	6	おける家庭動物<u>(特定動物を除く)</u>の受入れに配慮する。 第3項 公共施設等応急対策計画 (略) 3 対 策 (1) 復旧体制の整備 [国、県（関係各部等）、市町村、その他公共施設管理者] ア 県は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。	おける家庭動物の受入れに配慮する。 第3項 公共施設等応急対策計画 (略) 3 対 策 (1) 復旧体制の整備 [国、県（関係各部等）、市町村、その他公共施設管理者] ア 県は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。	用語の整理
317	26	<u>(新設)</u>	<u>イ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
317	26	<u>イ</u> 県、市町村及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。	<u>ウ</u> 県、市町村及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。	
317	29	<u>ウ</u> 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。	<u>エ</u> 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
		(略)	(略)	
		(3) 交通施設の応急復旧計画 [国、県（県民生活部、土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、智頭急行株式会社]	(3) 交通施設の応急復旧計画 [国、県（県民生活部、土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、智頭急行株式会社]	
319	14	(ウ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や <u>応援</u> 復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。	(ウ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去 <u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)</u> や <u>応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等</u> に必要な人員、資機材等の確保に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
319	17	(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。	(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去 <u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)</u> が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の	

339	16	(略) 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) 第3節 地震発生時の応急対策等 (略) 第8項 迅速な救助 (略) 4 消防団の充実 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。	協力を得て実施する。 (略) 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) 第3節 地震発生時の応急対策等 (略) 第8項 迅速な救助 (略) 4 消防団の充実 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材・<u>拠点施設</u>の充実、<u>必要な資格の取得など実践的な教育・訓練体制</u>の充実を図る取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。	防災基本計画の修正に伴う追記
352	28	(略) 第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 (略) 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) 4 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を</u>活用する。	(略) 第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 (略) 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) 4 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の</u>活用も<u>含めて検討</u>する。	防災基本計画の修正に伴う追記
362	36	(略) 第2節 財政援助等 (略) イ 要綱等 (略) <u>(ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助</u>	(略) 第2節 財政援助等 (略) イ 要綱等 (略) <u>(削除)</u>	公共土木施設災害復旧事業に移行したため削除